

住民基本台帳の閲覧制度の早期見直しを求める意見書

住民基本台帳は、住民の居住関係を公に証明するとともに地方公共団体の住民に関する行政の基礎資料とし、住民の利便の増進を図るという趣旨から、何人にも公開することとし、世論調査や学術調査など公共的な目的のほか、市場調査やダイレクトメールの発送など商業的な目的にも幅広く利用されてきた。

しかし、近年、市民の個人情報保護に係る意識の高まりの中で、このだれでも閲覧できるとする制度に対して多くの批判が寄せられている。

このような中、現在、国においては住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会を設置し、住民基本台帳を原則非公開とする法改正を視野に入れた報告書が10月中にも提出されると聞いている。

よって、国におかれては、原則非公開とする住民基本台帳法の改正案の早期提出、早期改正、早期施行に向けて全力を挙げられるよう強く要望する。

また、法施行までの間、国民の安全を確保し、その不安を解消するために、駆け込み大量閲覧を防止する必要な措置を講ずることをあわせて要望する。

ここに横浜市議会は、全会一致をもって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年9月30日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣

あて

横浜市議会議長

伊波洋之助